

運営推進会議規程

社会福祉法人 久楽会
白山ぬくもりホーム

運営推進会議規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 久楽会 が設置運営する 白山ぬくもりホーム（以下「事業所」という。）に係る運営推進会議の取り扱いについて必要な事項を定め、利用者、白山市職員、地域住民の代表者等に対し、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的とする。

(内 容)

第2条 事業者は、運営推進会議において以下の内容について報告する。

- 一、利用者の状況
 - 二、職員の状況
 - 三、利用申込者（待機者）の状況
 - 四、事業所のサービス内容
 - 五、外出、地域行事参加等の活動状況
- 2 運営推進会議において以下の内容について意見交換を行う。
- 一、事業所の評価
 - 二、利用者からの要望
 - 三、利用者の家族からの要望
 - 四、地域からの要望
 - 五、事業者からの要望
 - 六、白山市職員からの助言

(構成員)

第3条 運営推進会議の構成員は以下のとおりとする。

- 一、利用者
- 二、利用者の家族
- 三、地域の代表者（町内会役員、民生委員、公民館長など）
- 四、白山市高齢者支援センターの職員
- 五、白山市健康福祉部長寿介護課の職員
- 六、事業所の職員
- 七、事業所の第三者委員

(開催回数と開催予定)

第4条 運営推進会議の開催回数は、2ヶ月に1回、年6回とする。

- 2 運営推進会議の開催は、偶数月に行う。日時については、開催前月中に白山市担当課職員と打ち合わせを行い、構成員に通知するものとする。

(開催場所)

第5条 運営推進会議の開催場所は、当事業所とする。

(記 録)

第6条 事業者は、第2条に定める内容についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

2 前項に定める記録は、5年間保存するものとする。

(構成員の欠席)

第7条 構成員が、やむを得ず運営推進会議を欠席する場合は、事業所の管理者が第6条に定める記録を用いて報告し、意見交換を行う。

(構成員の守秘義務)

第8条 構成員は、運営推進会議で知り得た情報のうち、利用者又はその家族等の個人情報、事業所の良質な運営のために用いる以外は、他に漏洩してはならない。

2 前項の定めは、構成員でなくなった後においても遵守するものとする。

(その他協議事項)

第9条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は構成員相互の協議により決定する。

附 則

1. この規程は、平成26年11月1日より施行する。